

平成26年度 市議会モニター通信一覧 第1回

番号	A. 内容	B. 項目分類	通信内容	市議会回答
1	②意見	⑤議会・議員活動について (平成26年4月28日)	<p>・教育厚生委員会（4／21）を傍聴しました。特に次の2点は、防府市民一般の考えとズレがあると感じています。</p> <p>①P15の「協育ネット」について、図中のコーディネーターに学校管理者OBをあて、中学校を拠点にした、子供たちを育てるための学校運営を支援する仕組みとしている点</p> <p>②私校では当たり前の「土曜授業」について、H26年度に一部の学校で月1回開催を試行し、特に学力向上効果を研究するとしている点</p> <p>まず、協育ネットについてですが、地域の様々な課題に取り組む上で、地域住民の教育力の向上が急務であり、この向上への取り組みが大いに期待されているところですが、主に公民館を拠点とした地域教育力を育成する活動がされている前提で、地域課題への取り組みの一例として、子供たちの育成があり、これがP15の協育ネットとする理解が一般的であると考えます。</p> <p>次に、土曜授業は私学のレベルに近づけるための手段ではなく、共稼ぎが増えている保護者が土曜に学校を訪問して授業に参加し、学校での教育を理解することで、家庭での子どもの育成を整合の取れたものにすることが目的ではないでしょうか。</p> <p>子供たちが平均して1日に10時間学校にいると仮定し、睡眠時間を含めた年間の時間で計算すると、約3／4は学校以外で過ごすことになり、知・徳・体のバランスのとれ</p>	<p>・議会教育厚生委員会を傍聴されてのご意見をありがとうございます。</p> <p>「協育ネット」と「土曜授業」についてのご意見は、市教育委員会の考え方に対してのものであり、議会としての回答は差し控えさせていただきますが、教育厚生委員会の議員に伝え、今後の審議等の参考にさせていただきます。</p>

		<p>た教育として、学校での教育と並行して、家庭や地域での教育も重要であり、協育ネットや土曜授業などが注目されている理由が、この点にあると考えます。</p> <p>防府市教育行政は、防府市民による、防府市民のための教育のはずですが、「学校教育関係者」に置き換えられているのではないかと感じる場合があります。中央では、地方教育行政の機能を高めるための教育委員会改革が議論されていますが、防府市では、教育厚生委員会が中心になって、生涯学習も含めた防府市教育が、防府市民のための教育になるように、教育行政のありかたをまとめ示す活動をして欲しいと思っております。</p>	
--	--	---	--

平成26年度 市議会モニター通信一覧 第2回

番号	A. 内容	B. 項目分類	通信内容	市議会回答
2	②意見	⑤議会・議員活動について (平成26年5月12日)	<p>5月8日に開催された「環境経済委員会」を傍聴しました。大河ドラマ誘客おもてなし事業を中心とした観光振興について、おもてなし観光課の説明がありましたが、特に以下の点は、市民の期待にできていないと思います。早急に正していく必要があると考えます。</p> <p>①広く市民が、地域振興や地域経済活性化につながる事業であり、参画したいと思える計画にすべきである。</p> <p>②今回の大河ドラマ化を、防府市の特色を再確認と共有化するきっかけにして、継続した地域振興活動につながる計画にすべきである。</p> <p>まず、「ほうふ・花燃ゆ」おもてなし事業の目標が提示されていません。同事業を構成するドラマ館事業のみ「入場者30万人以上」とあるだけです。課長の口頭説明にあったように、地域振興、地域経済活性化を真の目的にしているものであり、期間中の事業推進による経済効果目標を明示すべきです。これがあって、数億円規模の総事業費をかけ、委員会名簿に示すそうそうたるメンバーで推進する意義が確認できると思います。</p> <p>この事業の真の目標は、ドラマ館への入場者があつたり、華浦地域を訪れたりして、短時間ながら市内に滞在する観光客を増やすこと以上に、従来、2時間程度だった観光客の滞在時間を昼食を挟む半日にしたり、さらに半日だった観光客を宿泊にすることで、ビジネスを拡大させることのはずです。ドラマ館や華浦の一部の関係者のみならず、広</p>	<p>議会環境経済委員会を傍聴されてのご意見をありがとうございます。</p> <p>「大河ドラマ」誘客おもてなし事業についてのご意見は、環境経済委員会の議員に伝え、今後の審議等の参考にさせていただきます。</p>

		<p>く防府市民や山口県のみなさんが、事業の価値を共有できる目標設定にすべきです。</p> <p>次に、高砂議員ご指摘のように、同実行委員会は男性主体の名簿です。地方都市の大きな行政課題の一つが女性の流出対策であり、このためいかに女性が活躍できる場を広げるかに腐心している地方都市が多い中で、今回の名簿は、いくら充職と弁明しても、女性が活躍していない街としか感じられずマイナスです。今回の事業だけでなく、防府市は女性も活躍することを期待しているし、その機会を拡大させる努力を続けていることが感じられる計画にすべきです。</p> <p>持続する防府のために、防府市民の所得増と女性人口増が大きな課題であることは、よく知られています。防府市市民一人当たりの平成23年度市町民所得(分配)は、2,923千円で、県内トップの光市の84%で、県内7位と伸び悩みのままです。平成22年の国勢調査によれば、防府市の18歳から39歳までの総人口は、29,680人で、男性の人口が女性の人口を、1,083人上回っており、市民の総人口は微減で推移しているのに少子高齢化が進んでいる、防府市特異な原因となっています。「誇り高き 文化産業都市 防府」に少しでも近づけるために、特にこの2項目の対策活動が大切であり、市税を使用した本事業が、この対策につながる投資活動にすべきであるし、それが読み取れる実施計画にしていきたい。</p> <p>最後に、「他市との差別化」ですが、市側の説明には、防府市の観光資源に対する認識不足が感じられます。確かに幕末の狭い期間に限れば、萩市は主役ですが、多くの人の</p>	
--	--	---	--

			<p>知的好奇心を呼び起こし、現在の生活をする上での教訓をもたらす歴史資源全体は、山口県の中で、防府市は群を抜いていることは周知の事実です。特に、古墳時代から鎌倉時代までの防府は、政治経済の中心であったし、それ以降も幕末まで経済の中心で有り続けたからこそ、多くの歴史資源に恵まれているし、楫取素彦が晩年を過ごした大きな理由ではないかと推測します。</p> <p>今回の大河ドラマが契機となり、防府が長い間山口県の主役であったことを、まず市民が再発見し、その価値を日本中に発信していく活動につなげていきたいものです。この視点に立てば、ドラマ館や華浦地域の一部の活動ではなく、防府市全域、鑄銭司、徳地を含めた広い地域の活動になり、その結果、幅広い観光資源を巡る、滞在時間の長い観光客の拡大にもつながり、従来以上のビジネス機会が広がり、持続する防府に寄与する活動になると考えます。</p> <p>以上、6月の定例会議前に、市側の計画を正していただきたいと思えます。</p>	
3	③苦情	④議会広報等について (平成 26 年 5 月 12 日)	<p>市議会ホームページでの「議会報告会」報告について 2014 年 5 月中旬に「ほうふ市議会だより」No. 33 を受け取り、「議会報告会」についてのページを見ました。</p> <p>そこには、「一部を要約して」紹介しており、「詳しくは、議会ホームページをご覧ください」とありましたので、ホームページを確認しました。ところが、昨年度(2013 年度)11 月に行われた第 2 回議会報告会のプログラム・資料も、「結果報告」も見当たりません。実施から半年を経てもホームページ上に報告があがらないのはなぜでしょうか。しかも「詳しくはホームページで」とされているにもかかわ</p>	<p>昨年 11 月開催の議会報告会に関して、プログラム・資料と結果報告については、掲載しておりませんでした。ご指摘を受け、ただちに掲載させて頂きました。</p>

			<p>らずです。</p> <p>紙面では、「行政への意見」の項と「議会への要望」の項とでは、分量的にかなりの差があると感じ、実際、それほどの差があったのかどうか、その他にどのような意見があったのか等を知りたいと思いましたが、わかりません。やはり、「市議会だより」には紙面の都合上、情報量に制限があり、詳しく知りたいという要望に対しては、ホームページでしっかり補完することを徹底していただきたいと思えます。</p>	
4	②意見	④議会広報等について (平成26年5月13日)	<p>「市議会だより」No.33での賛否公表のあり方について</p> <p>「市議会だより」p.3には、「平成26年度一般会計予算」について、討論の「焦点」として「山頭火ふるさと館整備事業」をとりあげています。このことについては、賛否の意見がわかりやすい形でまとめられているとは思いますが、その反面、その他の意見についてはとりあげておらず、「山頭火ふるさと館整備事業」だけが争点であったかのような印象を受けてしまいます。議会の録画中継で確認したところ、当初予算については、「公共料金の消費税増税分の上乗せで市民の負担を強いる」「業務の民間委託、職員の削減を進める内容で市民サービスの低下を招かないか」等の意見も出されていました。</p> <p>また、P.11には「賛否が分かれた議案に対する議員の態度」が示されていますが、No.5「平成26年度一般会計予算」以外の議案については、どのような討論があったのかも分からない内容となっています。結果だけを示されたのでは、市民として置き去りにされているような感覚をおぼえてしまいます。結果にいたるまでの過程こそ、明らかにしな</p>	<p>「市議会だより」No.33の賛否公表についてのご意見をありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、「平成26年度一般会計予算」の討論では、山頭火ふるさと館整備に関するもの以外の反対意見が抜けております。</p> <p>また、11頁の「賛否が分かれた議案に対する議員の態度」の一覧表では、賛否No.1～11のうち、No.5の「平成26年度一般会計予算」についてだけ、上記のように賛否の意見が掲載されているだけで、ご指摘のとおり、他の10議案については、議会だよりに賛否の意見がどのようなものか掲載されておられません。</p> <p>すべてを掲載することは、限られた紙面の都合上から難しく、やむを得ず省略する場合があります。ご理解下さい。しかし、どのような議論がされたかをお示しすることは重要であり、今後は可能な限り、賛否の意見を掲載するよう努めます。</p>

		<p>れば議会に対する市民の理解は深まらないのではないかと 思います。</p> <p>「市議会だより」は、市民にとって大切な情報源です。 また、インターネットの録画中継を確認するところまでは、 なかなかできない方も多く、会議録も掲載までに時間のず れがあり、最新の情報を得るための唯一のものである場合 もあります。ぜひ、そのご認識の上で、わかりやすさと共 に、正確な広報を工夫していただければと思います。</p>	
--	--	--	--

平成26年度 市議会モニター通信一覧 第3回

番号	A. 内容	B. 項目分類	通信内容	市議会回答
5	②意見	②一般質問について (平成26年7月19日)	<p>市議会モニターとしての義務感から、昨年の6月定例議会は傍聴しましたが、その際の経験もあり、今年は「6月定例議会の一般質問通告一覧」を見たものの、実際の行動に駆り立てられるものがなく、結局傍聴しなかったし、インターネット中継も見ませんでした。</p> <p>自分の怠惰を棚に上げての意見で気が引けますが、実際の行動に駆り立てるモノが弱いことが現在の政治への無関心や、今回の市長選の投票率の低さの遠因の可能性があると思い、意見を述べることにしました。今回の6月定例議会の一般質問への希望（議会傍聴の動機になる可能性）を、以下に2点述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成26年6月の今」討議すべきことを、市議がチームを組んで体系的に！ ・市執行部の縦割り組織の土俵ではなく、市民が価値判断し易い土俵での討議を！ <p>まず、「今でしょう！」から述べます。市民の安心安全な生活のためには、不断の継続した行政活動が必要であり、この面からの質疑も必要と思いますが、しかし、この5月に実施された、4年に一度の市長選での、松浦市長の発言内容やその発言の今後の施策への反映など、多くの市民が関心を持ったことを、市民の代わりに、多くの市議が、多方面から重点的に、この6月議会の今、質して欲しかったと思っています。</p> <p>松浦市長は、市政100周年のために大切な時期と</p>	<p>「6月定例議会の一般質問通告一覧」には、関心を引くものがなかったことは残念ですが、録画中継で是非ご覧下さい。6月定例議会の一般質問が市長選での松浦市長の3つのK「環境」「教育」「観光」とさらに3つのK「子育て支援」「高齢者・障害者福祉」「活性化対策」については、質問した議員16人のおよそ半数の議員が取り上げております。</p> <p>また、各議員が行う議会活動は、「主として政策に関して同一の理念を共有する議員で構成する」会派を軸に行われており、一般質問に関して「市議団チーム」として、体系的な作戦をたてることはいたしません。異なった立場の議員が一般質問等で市行政を質すことが意味のあることであると考えます。</p> <p>しかし、一般質問や委員会審議等で市の課題として重要であることが明らかとなり、議会全体で取り組む必要があるものについては、委員会の所管事務調査の項目に加えたり、政策討論会での議論を経て、条例制定(改正)として、具体化しています。政策討論会での議論から具</p>

			<p>言っている今、20数年先も持続発展し続ける防府のため市長は何が大切と考えているのか、その大切なことと、市長が常に言っている「3つのK」や「更に3つのK」や、行政改革とどのように結びつくのか、質す観点や深さについて、市議団チームとして、体系的な作戦を立て、4年に一度しかない市長選中に久しぶりに抱いた、市民の市政に関する関心事を、多方面から集中的に質して、単なる興味や話題のレベルから、幅広く深い知識や計画のレベルまでに、市民が共有化できる契機になる定例議会の一般質問にして欲しかったと思っています。</p> <p>次に「土俵」ですが、防府日報の「6月定例市議会の一般質問（要旨）」を読むと、市議の質問に対して、最初こそ市長が答弁しているものの、大部分は担当部長との質疑に終始しており、「市議が個人として抱いた質問に対して、予算・推進を繰り返し行政経験豊富で自信を持っている部（組織）の長から説明を受けている」これが全体の印象で、市民としては面白くありません。</p> <p>市行政は、税金を財源にした市課題に対する投資活動であり、納税者である市民は、各施策が防府市の課題にどのように寄与するのか、費用対寄与度は十分なのかという観点から、市執行部や市議会を見えています。効率的な議論のために一事不再議を基本とすることは理解できますが、変化する社会の中で、事あるごとに原点に立ち返り、市の主要施策が市課題である少子高齢化や市民所得増などへの寄与度評価や、更に寄与度</p>	<p>体化したものは、空き家の適正管理条例制定、ソルトアリーナ使用料改正があり、現在は中小企業振興基本条例を議員提案するため、協議会を設置しております。</p> <p>一般質問では、教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会と消防に対する質問については、市長は回答しません。また、市長部局の質問でも事業の細部に関しては、担当部長が答えるのはやむを得ないことと考えます。</p> <p>ご意見の中に、「市行政は、税金を財源にした市課題に対する投資活動」「納税者へのリターン」と述べられていますが、税は法に依拠して条例で課すものであり、民間企業への投資とは異なるものです。また、効率的な行政をめざすことは重要ですが、公共の福祉の視点も重要となります。</p> <p>観光事業、山頭火ふるさと館建設等で少子高齢化や市民所得増などへの寄与度評価をすべきとのお考えは、貴重なご意見としてお伺いします。</p> <p>なお、「一事不再議」は、同一会期中に一度議決された議案について、再び議決をしないということで、一般質問には一事不再議を適用することはありません。</p>
--	--	--	---	--

		<p>を上げる推進法の検討が、市民の目から見ると最も大切と思っていることですが、残念ながら、既に目標を掲げて推進中の部や課から説明を受けているのが、一般質問の質疑の印象で、不十分と感じます。</p> <p>一市民である私が期待する定例議会での一般質問のスタイルを数例示すと、防府市の現在の大きな行政課題である少子高齢化対策や市民所得増などに対して、</p> <p>①観光事業で、どの程度寄与させようとしているのか、更に寄与度を上げるために「おもてなし課」の枠を超えた推進が必要ではないか、②山頭火ふるさと館建設で、どの程度寄与させようとしているのか、更に寄与度を上げるには山頭火顕彰に加えて新しい価値をもたらす館構想が必要ではないか、③教育のまち日本一を推進することで、どの程度寄与させようとしているのか、更に寄与度を上げるには、教育部の活動以外に必要なことがあるのではないか、④スポーツ振興によって、どの程度寄与させようとしているのか、寄与度を上げたり、寄与する範囲を広げるには、今の施設では何が足りないのか、サッカー場新設とどのように関連するのか。</p> <p>繰り返しになりますが、納税者へのリターンが十分であるかどうか、市民が市行政施策を評価する視点であることを基本にしていることが感じられる一般質問にしていきたいと思います。</p> <p>以上に述べますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議団としてテーマが感じられる質問に ・納税者へのリターンを基にしていることが感じら 	<p>ん。</p>
--	--	--	-----------

			れる質問にこのような一般質問にすることが、市政への関心、市議会への関心を高める上で大切であると考えます。	
6	④質問	⑤ 議会・議員活動について (平成26年8月12日)	<p>議会・議員活動について</p> <p>防府市の市議会議員は、よく活動されていると思っている。議会改革度も全国16位と高位でよく頑張っている。</p> <p>最近の新聞報道で、前総務相、前鳥取県知事の片山善博氏の記事を読んだ。これは、「議員の資質・責務と有権者の地方議会に対する関心」についての記事である。</p> <p>この中で、中心となるものは、「口利き」である。口利きとは、議員が支持者などからの頼まれごとを、役所に取り次ぎ、その実現を図る行為とされている。これは前時代的な活動で、現在でもこういうことが行なわれていることが信じられない。</p> <p>防府市議会では、議会基本条例の「議員の活動原則」に則り活動をされていると信じていますが、「口利き」の実態はどうなのでしょう。</p> <p>調査も難しく、把握はされていないと思料しますが、分かる範囲で教えてください。議員の心構え・決意でも結構です。</p>	<p>防府市議会の改革度は、平成26年6月公表された『日経グローバル』誌の評価では、全国23位と幾分順位を下げましたが、引き続き高い評価を頂きました。</p> <p>ところで、住民の皆様から様々な陳情・要望を受け、それを行政に働きかけ、安心して住みよい社会を作ることは議員の職務の一つですが、このことが、職員に対し違法な圧力となったり、特定の人物や団体の便宜を図るものであってはなりません。</p> <p>防府市議会基本条例では、第10条第5項で「議会は、議員が行う市長等への要望等について、・・・その内容と対応及び経過等を記録した文書を作成し、保存するよう市長等に求める・・・」と定め、いわゆる口利き等を防止し、透明性と公平性の向上をめざしています。</p> <p>市長は、「防府市職員に対する不当な働きかけに関する取扱要綱」を定め、不当な働きかけは、記録票に記載されるようになっており、この記録票は情報公開</p>

				条例の対象となります。
7	①提案	⑤議会・議員活動について (平成26年8月20日)	<p>市民の声の定期的な収集について</p> <p>国政のレベルではマスメディアを中心に、アンケートなどの手法で、国民の意見の収集や分析が頻繁に行われ発表されています。また各界有識者による討論の内容が新聞、雑誌、テレビで報道されています。最近では、集団的自衛権がテーマになり、国民の意見の分析結果が色々と報告され、一般国民にとっても、関心を深める契機になっています。</p> <p>国民に迎合する政策よりも、世界情勢や歴史を踏まえた将来設計的な政策に重点を置くべきである、これが最近の潮流ですが、この政策設計をして推進実現させるために、国民の意見を広く深く収集して分析することが必要であることは言うまでもありません。</p> <p>しかし、マスメディアであるが故に、取り上げられるテーマは、国政や首都圏など人口の多い自治体の政治話題に限られることが多く、地方自治体を取り上げられることは希であり、それだけに、地方の広く多くの人々の意見を収集し分析をするために、意図した特別の活動が必要ですが、現実にはおろそかになっていると感じています。</p> <p>「市民の代弁者」である市議会議員は、地方公務員論理に基づき推進されがちな地方行政を、適切にチェックできるように、政治に関心のある人、議会にチャ</p>	<p>市民の声の定期的な収集について、マスメディアを活用することのご提案ですが、市執行部が市民の声を収集するものとしてこれまで取り組んできているものは、市民へのアンケートであり、また、近年他自治体では無作為抽出の市民による市民討議会(プラーヌクスツェレ)の手法も増えてきています。地方自治体がマスメディアを活用する事例は、寡聞にして知りません。</p> <p>議会が市民の声を収集する手法のご提案として、承りますが、これまで議会として市民アンケートの実施もしておりません。議会での審議を深めていくためには、市民の声の収集は大事であり、今後の課題として、研究いたします。</p>

			<p>ンネルがある人、利害関係のある人、声が大きく迫力がある人などの意見に加えて、広く市民の意見を正確に収集し分析し、そして共有化することが必要であると考えます。この市民の意見収集について、提案をします。</p> <p>①人々の意見を広く収集し一応の分析をすることに関して、民間のマスメディアが持っている経験と技術を活用します。</p> <p>②市議会は、この民間マスメディアと契約をして、防府市の実情に合う、市民の意見収集法を設計します。</p> <p>③市議会は、この民間マスメディアに対して、定期的に、テーマを指定して、市民意見の収集と分析結果を報告させます。</p> <p>④市議会は、この報告を吟味し、考察を加えて公開し、この市民の声を後ろ盾にして、必要に応じて市執行部に質していきます。</p> <p>⑤市議会は、以上の運用状況を精査し、民間マスメディアを育成指導し、防府市の実情に、より合致する市民意見の収集法になるように改善します。</p> <p>このような方法で、㊦市の観光振興事業 ㊧市老朽施設対策 ㊨サッカー場や美術館建設 ㊩ロープウェイ更新 ㊪市会議議員数 ㊫ふるさと山頭火館などについて、市民の声を、客観的に評価した上での、防府市行政のチェックや政策策定を望みます。</p>	
--	--	--	--	--

平成26年度 市議会モニター通信一覧 第4回

番号	A. 内容	B. 項目分類	通 信 内 容	市 議 会 回 答
8	②意見	⑤議会・議員活動について (平成26年10月6日)	<p>一般・特別会計決算特別委員会(教育厚生)を傍聴しました。午前中のみ傍聴でしたが、たくさんの資料を読み込み、質問される委員の大変さを思いました。しかし、審査事項が多岐にわたるだけに、質問が少々、表面的なものとなっているのではないかと印象を持ちました。また、委員個人と執行部とのやり取りが、委員会としての審査に資するものとなるのか、正直、よくわかりませんでした。</p> <p>決算審査は、事業評価につながる重要な審議であり、それがどのように次の予算編成に反映されるのか、ということが市民の関心事であると思います。その評価について、執行機関に依存するだけでは次につながる審査にならず、議会に対する市民の関心・期待も薄くなってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>これまで、防府市議会はさまざまな議会改革に取り組んでおられると思います。是非、「決算審査の強化」への取り組みも検討していただければと思います。</p>	<p>決算特別委員会審査での、委員の事業に対する評価については、執行部で検討され、一定程度は新年度の予算編成に反映され、決算審査が予算編成に活かされると考えております。</p> <p>しかし、決算審査での事業への評価は、各委員の評価であり、委員会としての事業評価になっていない点は、ご指摘のとおりです。議会として、決算審査の際に、事業評価をすることについては、今後の研究課題として、検討していきます。</p>

平成26年度 市議会モニター通信一覧 第5回

番号	A. 内容	B. 項目分類	通信内容	市議会回答
9	④質問	⑤議会・議員活動について (平成26年12月17日)	<p>政務活動費について</p> <p>最近の新聞の報道によると、堺市議会、武雄市議会で、政務活動費の不適切支出がなされた記事があり、また、テレビでも兵庫県議会が大きく報道された。</p> <p>各議会のその後の措置として、政務活動費の減額、前払いから毎月の清算払いに、議長の調査権強化、第三者機関の設置などを講じている。</p> <p>本市の政務活動費は、議会基本条例で適正支出、使途の明確化が規定され、更に、議会政務活動費交付に関する条例・規則で、使途基準、収支報告書が規定され、議長に提出された収支報告書は、議長に調査権があり、また、議会のホームページで公表することになっている。</p> <p>防府市は、まじめな議員(会派)ばかりと思っていますが、参考までに、次のことをお尋ねします。</p> <p>① 公表された収支報告書の項目を見てもその額が分かるだけで、領収書等はありませんので、詳しい内容までは分かりません。</p> <p>領収書等は、10年保管するようになっていますが、収支報告書の提出時に添付されているのですか。</p> <p>また、必要に応じ議長は調査するとありますが、適切な支出かどうか今まで調査されたことはありますか。議長もまた交付対象者ですが…。</p> <p>② 議会事務局で、収支報告書(領収書等を含む)を閲覧できるようにすることは考えていませんか。</p> <p>③ 条例、規則に、不適切支出と認められる場合の措置規定があり</p>	<p>お問い合わせの件につきましては、次のとおり回答します。</p> <p>① 政務活動費は、以前は政務調査費と呼ばれていましたが、その当時の条例(防府市議会政務調査費の交付に関する条例:平成13年4月1日施行)の施行以後、現在まで、全ての支出に領収書等の証拠書類の添付を義務付けています。</p> <p>支出にあたっては、「政務活動費使途基準の運用指針」に詳細を規定し、適正な執行を図っています。</p> <p>なお、政務活動費の交付対象は、議員個人(議長を含め)ではなく、経理責任者を置く各会派となっており、また、経理責任者からの報告書の提出を受け、議長はその内容を確認していますが、これまで疑義のある事例はありませんでした。</p> <p>② 市の行政機関に対するものと同様に、「防府市情報公開条例」や「防府市議会が管理する公文書の公開に関する規程」に基づいて、議会に請求いただくことにより公文書の公開が可能です。御提案の内容については、今後、研究させていただきたいと思います。</p>

			<p>ません。</p> <p>是正の勧告・命令、返還命令などの規定を設けることは考えていませんか。</p> <p>また、事務局に調査権の規定がありませんが、設けなくても調査は可能なのでしょうか。</p>	<p>③ 政務活動費に疑義が生じた場合には、「政務活動費使途基準の運用指針」の規定により、会派代表者会議を開催し対応を協議します。</p> <p>また、監査委員による定期監査や住民監査請求に基づく監査の結果、不適切な支出と認められた場合には、意見、指導、勧告等がなされ、会派ではこれを受け市に返納することとなります。</p> <p>事務局の調査権についてですが、「防府市議会政務活動費の交付に関する条例」第9条に議長の調査権が規定されています。一方、「地方自治法」には、事務局長は議長の命を受け、書記は上司の命を受けて、議会に関する事務に従事することとされています。</p> <p>このことから、議長の命を受けた場合には、事務局は調査を行うことができます。</p>
--	--	--	---	--